



島根県報

平成18年 3月31日 (金)
号外 第 64 号
(毎週火・金曜日発行)
<http://www.pref.shimane.jp/>

目 次

規 則

島根県女性相談センター規則

(青少年家庭課)

公布された条例等のあらまし

島根県女性相談センター規則(規則第43号)

1 規則の概要

- (1) 島根県女性相談センター(以下「センター」という。)の休業日を定めることとした。(第2条関係)
- (2) センターの利用時間は、一時保護所を除き、午前8時30分から午後5時までとすることとした。(第3条関係)
- (3) 一時保護所の利用及び遵守事項について定めることとした。(第4条・第5条関係)
- (4) センターの施設又は物品をき損し、又は亡失した者は、その損害を弁償しなければならないこととした。(第6条関係)
- (5) 入所者の退所の決定について定めることとした。(第7条関係)
- (6) 西部分室長の事務について定めることとした。(第8条関係)

2 施行期日

平成18年4月1日から施行することとした。

規 則

島根県女性相談センター規則をここに公布する。

平成18年 3月31日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県規則第43号

島根県女性相談センター規則

(趣旨)

第1条 島根県女性相談センター(以下「センター」という。)の管理及び運営については、法令に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(休業日)

第2条 センターの休業日は、島根県の休日定める条例(平成元年島根県条例第9号。以下「休日条例」という。)第1条第1項に規定する県の休日とする。ただし、次の各号に定める業務は、休業日においても行うことができる。

- (1) 一時保護する施設(以下「一時保護所」という。)の利用に関する業務
- (2) 相談業務

2 センターの長(以下「所長」という。)は、必要があると認めるときは、前項の休業日を変更し、又は臨時に休業日を定めることができる。

(利用時間)

第3条 センターの利用時間は、午前8時30分から午後5時までとする。ただし、一時保護所については、この時間を超えて利用することができる。

2 所長は、必要があると認めるときは、前項の利用時間を変更することができる。

(一時保護所の利用)

第4条 一時保護所を利用しようとする者(以下「申請者」という。)は、別に定める一時保護申請書を所長に提出しなければならない。

2 所長は、前項の一時保護申請書を受理したときは、入所の承諾又は不承諾の決定を行い、速やかにその結果を当該申請者に通知しなければならない。

(遵守事項)

第5条 前条第2項の規定により入所の承諾の決定を受けて一時保護所に入所した者(以下「入所者」という。)は、一時保護所内の秩序維持に関し所長が定める規程を遵守しなければならない。

(弁償)

第6条 センターの施設又は物品をき損し、又は亡失した者は、その損害を弁償しなければならない。ただし、所長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

(退所の決定)

第7条 所長は、入所者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該入所者の退所について決定するものとする。

(1) 入所者が退所を申し出たとき。

(2) 第5条の規定に違反したことにより、入所を継続させることが適当でないときと所長が認めるとき。

(西部分室長)

第8条 所長は、必要があると認めるときは、法令及びこの規則の定めにより所長が行う事務の一部を西部分室(島根県女性相談センター条例(昭和39年島根県条例第18号)第2条第2項の規定により設置された西部分室をいう。)の長(以下「西部分室長」という。)に行わせることができる。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 事案の内容が特に重要であると認められるとき。

(2) 事案の内容が異例であり、又は重要な先例になるものと認められるとき。

(3) 事案について疑義があり、又は現に紛争を生じ、若しくは生じるおそれがあると認められるとき。

2 西部分室長は、必要があると認めるときは、前項本文の規定により行った事務について、遅滞なくその内容を所長に報告しなければならない。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、所長が別に定める。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。